

診療科、曜日によって担当医が変わります。ご確認ください。

外来診療体制・1月の診療予定	
整形外科	午前 月曜日・火曜日・木曜日・金曜日 午後 水曜日・金曜日 (午前、午後診察いずれも完全予約制)
循環器内科	午前 月曜日・火曜日・木曜日・金曜日 午後 月曜日と金曜日
総合診療内科	午前 月曜日から金曜日 (午前11時までの受付) (なお、月曜日は午前10時から診察)
消化器内科	午前 水曜日 (午前11時までの受付) (再診のみ、完全予約制) 午後 月曜日と5日(木)・19日(木)
呼吸器内科	午前 金曜日 (午前11時までの受付) 午後 木曜日
神経内科	午前 6日(金)・20日(金)
総合診療(外科)	午前 火曜日から木曜日
外科	午前 13日(金) (午前11時までの受付)
小児科	午前 月曜日から金曜日 午後 月曜日と木曜日 (午後3時~午後4時の受付)
泌尿器科	午前 月曜日から金曜日 午後 木曜日
精神科	午前 月曜日から金曜日 (初診は完全予約制)
産婦人科	午前 16日(月)・17日(火)・30日(月)・31日(火) 午後 16日(月)・30日(月)
耳鼻咽喉科	午前 4日(水)・11日(水)・12日(木)・17日(火)・18日(水)・25日(水)・26日(木)・31日(火) (午前11時までの受付) 午後 11日(水)・25日(水)
眼科	午前 12日(木)・26日(木) (予約以外の初診受付午前11時まで) 午後 11日(水)・18日(水)・25日(水) (コンタクトレンズを希望する患者様へ 当院で以前調整した患者様のみ対応いたします。)
皮膚科	午前 火曜日

診療日は予定であり変更になる場合もあります。事前に病院にご確認の上、受診してください。

※診療受付時間

午前…8時00分~11時30分 (初診の方は、午前9時00分~)

午後…1時00分~2時30分

予約受付時間 (定期患者のみ) 午後1時00分~午後4時00分

<変形性関節症について その2>

日常生活に特に重要なのは下肢関節と機能であり、下肢の変形性関節症に関して御話致します。いずれもまずは保存治療(内服、外用剤、リハビリ(運動療法、温熱療法、電気療法)、装具療法)が開始されますが、症状が持続、増悪する際には手術治療が考慮されます。



ここに注目!!



【膝関節】

女性の頻度が高く、60代で20-50%、70代ではさらに高頻度に認めます。画像上変形を認める人が必ずしも症状が出現するとは限らず、症状を伴う頻度は60歳以降で10-18%程度とされます。人工関節手術は日本で年間約7万5千例行われています。



【股関節】

頻度が低く、70代で数%以下とされます。日本では発育性股関節形成不全(いわゆる股関節のかぶりが浅い)による二次性変形性股関節症が最も多いです。人工関節手術は日本で年間約3万例行われています。



整形外科医長 霜村 耕太

来月も引き続き変形性関節症について説明します。

★★★ 看護職員等 募集のお知らせ!!! ★★★

正職員：看護師、パート職員：看護師(時給1,182~1,400円)、准看護師及び看護助手(資格不要。時給上限1,119円)を募集しています。家事手伝い期間等も職歴換算可能。年齢不問、未経験者可。各種手当・有給休暇・院内保育所あり。勤務時間(例：1日4時間で週3日など)も相談可能です。ご連絡お待ちしております。お問い合わせ先 総看護師長 若林



法テラス

法テラス江差通信

お問い合わせ 法テラス江差法律事務所 (第153号)
Tel 050-3383-5563

法律家の頭の中、趣旨から考える

あけましておめでとうございます。本年も地域の皆様のご法律問題解決に向けて誠心誠意尽くしてまいりますので何卒よろしくお願いいたします。

さて、お正月によく見る松竹梅。縁起物とされますよね。それぞれ冬の寒さにも耐える生命力を有しており、その成長の姿が生命力や希望を感じさせ、それが長寿・子孫繁栄・気高きのシンボルとされるようになったようです。このように、物事には「謂れ(いわゆる「謂れ」)があります。

法律にも「謂れ」があります。と、いうとちよつと違いかもしれませんが、その法律や規定が作られた「趣旨」があるのです。

たとえば、未成年者が法律行為をするときは原則として親の同意を得なければならず、同意を得ずにした法律行為は取り消すことができま

す(民法5条1項2項、民法120条1項参照)。では、例えばその未成年者が、「バイクを買おう! いざとなつたら自分は未成年だし取り消

せるぞ!」と思いつながら、親の同意を得ずにした売買契約は取り消すことができるのでしょうか。「取り消せるぞ!」と思つて契約をするというのは、なんだか未成年者に責任があるような気がしますよね。それで取り消されたら、その契約の相手方としても迷惑です。しかし、これは取り消すことができるというわけでは

ありません。ここで法の趣旨です。未成年の法律行為が取り消せる趣旨は、判断能力が未熟である未成年を保護しようというところにあるのです。そうであれば、未成年者が「取り消せる!」と知つていながらした行為であつても、判断能力が未熟である未成年の行為であることに変わりはないので、取り消せると考えられます。

このように、一見して判断に迷うような場合でも、法律家は趣旨に立ち返ることで判断をしています。判断に迷つた場合はご相談ください。

相談のご予約は
050-13383-15563
までお願いします。

(法テラス江差)
弁護士 松田 明子